

ときの話題

お湯と一緒に赤ん坊を流すな

農業基本法の大切な精神

札幌大学 教授 岩崎 徹

農業基本法（以下基本法）が制定されてから三十年経った。基本法が制定されてからの農政を基本

月基本法三十年を区切りとして「新しい食料・農業・農村政策検討」のための本部を設置し、この四月には「新しい農政」の基本方向が示されることになっている。

その「見直し」の概要是①多様

な扱い手の育成、②土地利用型農作物等の新たな生産体制の確立、

③新しい地域政策の展開、④環境保全に資する農業の確立、⑤食品

産業政策、流通・消費者対策の新

たな展開、⑥その他（価格・所得

政策、対外政策、農業団体、行政組織等）、の六つの分野となつてよい。

ところで農林水産省は、昨年五

いる。農基法の「見直し」の上に「新しい農政」が生まれようとしているのである。では基本法とは一体何であったのか、さらに「新しい農政」は何を目指しているのであろうか。

基本法の前文を思い起しそう。「農業及び農業従事者の使命」は、「民主的で文化的な国家の建設につけてきわめて重要な意義を持つものであるにもかかわらず、近

時「他産業との間に……格差が拡大しつつある。……このような事態に対処して、農業の自然的経済的社會的制約による不利を補正し、農業従事者の自由な意志と創意工夫を尊重しつつ、農業の近代化と合理化を図って、農業従事者が他の国民各層と均衡する健康で文化的な生活を営むことができるようになることは……われら国民の責務に属するものである。」

今読んでみても、格調高い宣言である。否、今読んでみてこそ格調高いと言うべきか。「農業の不

利を補正し、他産業との格差を克服し、農業従事者が健康で文化的な生活を営む」ことに誰しも異論をさし挟む者はいない。問題は所得均衡を実現する方法とその実際についた。基本法は農業構造を改善し、「自立經營農家」を育成し農業經營を企業として確立することによって所得均衡を実現しようとした。「」に基本法論議の中で、「自立經營農家」の概念、規模、「自立經營」以外の農家を含む農業構造のあり方、等々をめぐつて激しく論議がたたかわされたところである。

基本法の総括は難しい。何故なら基本法は、さまざまな勢力の要求を契機とし、それらの力の对抗と妥協の産物として成立したものであるからである。また、基本法は宣言立法としての性格が強いため抽象的であり、ひとによりその性格づけや評価が様々であるからである。

しかもその後の経過は、急激な「高度成長」や地価高騰、兼業化の急進といった基本法制定者の「読み違え」もあり、基本法制定

時の枠組みは大幅に狂ってしまつた。基本法の目玉である「自立經營」や中核農家は（北海道を除き）育成されず、したがって基本法は失敗したというのが最大公約数的評価であろうか。私も基本法農政の枠組みの中に「過剰と不足」の奇形的農業構造を作る危険性があつたし、あまりにも生産力志向のため政策が画一主義的であるとの批判を行つてはきた。基本法の功罪は相半ばするといったところか。

しかしながら、基本法は農工間の所得均衡をはかること、農業所得で他産業との均衡をはかることが目標とされたこと、そのため基本的には国内農業生産の自給が暗黙の前提とされたという積極面を持つていたし、そのための農業保護が政策の基礎となつたと思われる。

さて、このような事態を前にして、今後の農政はどこに行くのであるか。「新」「農政」は、大きな「見通し」や「目標」を持って欲しいものである。何事においても「見通し」や「目標」のないことはない。ひとはとほどつらいことはない。ひとは壁が大きく困難はあるても、目標が明確であればそれを克服することができる。今農業者にとって最大の問題は、今後の農業の見通しが全くたたず、農業經營の目標が打ち立てられないことであろう。

じこまで農産物の開放が進むのか、国内農業がどのような水準に維持されるのか、その論理は何か。そのことを「新農政」は是非明らかにしたいのである。

にして欲しいものである。

激動の「農基法三十年」である

から、農業を取り巻く社会環境は変わり、基本法の時代遅れの部分

の「見直し」は必要となろう。

「多様な扱い手」の育成や、農地の所有と管理の方式の確立、食品産業政策や新たな加工、流通システムの確立は必要だろう。ことに環境全型農業の確立は絶対必要だろう。だが、基本法を掲げた精神、即ち「農業の不利を補正し、他産業との格差を克服し、農業従事者が健康で文化的な生活を営む」ことが忘れられ、基本法の前提とした農業保護を後退させたままの「見直し」であれば真の「見直し」とはいえまい。

この三十年間の垢を落すのはよい。しかしあ湯と一緒に赤ん坊を流すことのないよう願いたいものである。

